



**☎#80000 群馬こども
救急相談をご利用ください**

夜間や休日の急な子供の病
気に対応に困ったら、**#8000**群馬こども救急相談にお
電話ください。家庭でできる
対処法など、看護師や保健師
が相談に応じます。

▼時間

(月)～(土)

午後6時～翌朝午前8時

(日)～(祝) 年末年始

午前9時～翌朝午前8時

▼注意事項

●病気の診断・治療をするも
のではありません。保護者が
判断する参考とし、激痛があ
る、意識がないなど明らかに
緊急を要する場合には119
番をご利用ください。

●ダイヤル回線、IP電話な
どをご利用の人は携帯電話か
らおかけください。

1月の保健センター 健康ガイド

※日程が変更になる場合があります。平成23年度吉岡町けんこうガイドや町ホームページもあわせてご覧ください。なお、12月の予定は広報11月号15ページをご覧ください。
※会場は全て保健センターです。

内 容	日 時	対 象 者	摘 要
子育て教室	1月10日(火) 受付 午前10:00～10:15	平成23年4月、5月生まれ	親子で手遊びや歌遊びを楽しみながら、お母さんの仲間作り 申込は不要 持ち物：母子手帳
《土日開催》 健 康 相 談 母子手帳交付	1月15日(日) 28日(土) 時間 午前10:00～11:30 午後 1:00～ 3:00	健康相談のある人 母子手帳の交付：妊婦 保健センターで遊びたい人	健康相談内容：子育てに関すること 健康管理に関すること (身体計測、尿検査、血圧測定など) その他健康に関すること 相談員：保健師・栄養士・看護師 母子手帳の交付：妊娠届出書が必要 保健センターの開放日です。遊びにご利用ください (利用時間⇒午前9時～午後5時)
わくわくあそび	1月17日(火) 時間 午前10:00～11:00 ♪必ず10時までに集合	1歳6ヵ月～未就学児と保護者	就学前に必要な集団遊びやリズム遊びをします 申込は不要
乳 児 健 診	1月20日(金) 受付 午後1:00～1:30	平成23年2月生(10～11ヵ月児) 平成23年9月生(3～4ヵ月児)	持ち物：母子手帳、記入済みの健診アンケート (すこやか手帳内) 歯ブラシ(10～11ヵ月児)
1歳6ヵ月児健診	1月24日(火) 受付 午後1:00～1:30	平成22年6月、7月生まれ	持ち物：母子手帳、記入済みの健診アンケート (すこやか手帳内) 歯ブラシ
母 乳 相 談	1月26日(木) 受付 午前9:30～10:00	乳幼児と親または家族	相談内容：助産師による母乳に関する相談、乳房 マッサージ、家族計画 持ち物：母子手帳、タオル3枚 身長・体重測定もできます

くらしの便利帳

お知らせ

戦後強制抑留者の皆さまへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。請求書をお持ちでない人は当基金から請求書を送ります。至急ご連絡ください。請求は、平成24年3月31日まで受付けています。

▼対象者 旧ソ連邦またはモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、特別措置法施行日(平成22年6月16日)に日本国籍を有するご存命の人。

施行日以降に亡くなった人の相続人は請求できますが、施行日前に亡くなった人のご遺族は対象となりません。

▼注意事項

●請求期間内に支給の申請をしない場合は支給されません。
●既に特別給付金の支給を受けた人は請求できません。

▼連絡・問合せ先 独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付金認定担当

☎0570・059・204
IP電話、PHSからは☎03・5860・2748

平日午前9時～午後6時受付

シニア就業支援センターをご利用ください（無料）

シニア就業支援センターでは、中高年齢者の再就職支援・相談・職業紹介・情報提供などを行っています。

▼開所日 月～金曜日

※年末年始・祝日を除く

▼開所時間

午前9時～午後5時15分

▼所在地 前橋市新前橋町

（県社会福祉総合センター内）

▼対象 主に中高年齢者

▼内容

・職業相談（適性診断、就職先の選び方、履歴書の書き方、面接対策）や求人情報の提供・支援を必要とする企業と企業などで培った知識や経験がある人をマッチングし、中高年齢者の能力活用を応援

・就農、起業、地域活動、生涯学習、年金など生活設計の情報提供や専門機関への案内

▼申込方法 電話

▼申込先

シニア就業支援センター

☎027・255・2300

FAX 027・255・6166

▼問合せ先 県庁労働政策課

☎027・226・3407

裁判所からのお知らせ 裁判員制度／名簿記載通知を発送しました

裁判員候補者名簿は、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿から無作為抽出した名簿を基に全国の地方裁判所で作成されます。

平成24年分の名簿には、全国で約28万6000人（有権者約365人に1人）が登録されました。

平成24年の裁判員候補者名簿に登録された人には、11月中旬に名簿に登録されたことの通知と調査票が郵送されています。調査票は、裁判員候補者となった人の事情を早期に把握し、負担を軽減するためのもので、お尋ねする項目に当てはまらない人は返送不要です。

※裁判所からは電話による照会、裁判員制度に関して金銭などの授与に関する連絡は一切ありません。不審な電話や郵便が届いた場合は裁判所に確認してください。

▼問合せ先 前橋地方裁判所
刑事部刑事訴訟事務室裁判員係
☎027・231・4275（内線415）

狩猟が解禁になりました 狩猟期間

11月15日（火）～2月15日（水）

ただし、ニホンジカ猟とイノシシ猟に限り次のとおりです。

①銃猟および網猟

平成24年2月29日（水）まで

②わな猟（銃器による止めしを含む）

平成24年3月15日（木）まで

狩猟事故や違反のないよう十分気をつけてください。

児童館

☎20-5960

■開館時間

月～金曜日 午前10時～午後5時

土曜日 午前10時～午後3時

日曜・祝日は休館

※12月28日（水）から1月4日（水）は休館です。

12月13日（火）	午前 10:30～	みんなあつまれ！
21日（水）	午後 4:00～	雑巾がけレース！

★英語あそび 金曜日 午前 10時30分～

12月2日（金）・9日（金）・16日（金）

★えくぼクラブ 午前 10時30分～

12月19日（月）「クリスマス会」

野焼きなどの焼却行為については法律で禁止されています

全てダメなの？

基準に合った焼却炉とは

家庭ごみは野焼きをせず、町のごみ収集に出すか、渋川地区広域清掃センターに持って行く、または許可業者に処理を委託してください。

ごみの焼却は、付近の住民の人に迷惑をかけ、悪臭やダイオキシン類の発生原因となるため、基準に合った焼却炉で燃やす以外は禁止されています。

▼問合せ先

町民生活課生活環境室

☎54・3111（内142）

次の場合に限って例外的に認められています。但し、周辺の生活環境に支障が生じないように、最大限配慮して行ってください。

焼却炉の構造基準

- ① 風俗習慣上または宗教上の行事に伴うもの
- ② 学校教育や社会教育活動に伴うもの
- ③ 災害の応急対策、農作物などの病虫害防除、一過性の軽微なものなど特にやむを得ないと認められるもの
- ④ 燃焼室の温度を測定できる構造であること
- ⑤ 高温で燃焼できるように助燃装置があること
- ⑥ 焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること